（証明書に記載すべき事項）

第三十五条　法第十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　当該農林物資に係る取扱業者、生産行程管理者（法第十条第二項に規定する生産行程管理者をいう。以下同じ。）、流通行程管理者（同条第三項に規定する流通行程管理者をいう。以下同じ。）又は小分け業者（法第十一条第一項に規定する小分け業者をいう。以下同じ。）の認証に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所

五　（略）

（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）

第三十七条　法第十二条第二項の農林水産省令で定める国は、次のとおりとする。

一　有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十七条第一号に掲げる農産物をいう。以下同じ。）及び有機加工食品（同条第三号に掲げる飲食料品をいう。以下同じ。）のうち、専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものにあっては、アメリカ合衆国、アルゼンチン、英国、オーストラリア、カナダ、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国

二　有機畜産物（令第十七条第二号に掲げる畜産物をいう。以下同じ。）及び有機加工食品（前号に規定するものを除く。）にあっては、アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ及びスイス

（登録認証機関の登録）

第三十九条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登記事項証明書（申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これに準ずるもの）

二　次の事項を記載した書類

イ　（略）

（削る）

ロ　イに掲げるもののほか認証に関する業務の実施方法に関する事項

ハ　（略）

（削る）

（削る）

三・四　（略）

3　（略）

（証明書に記載すべき事項）

第三十五条　法第十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　当該農林物資に係る取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者（法第十条第三項に規定する流通行程管理者をいう。以下同じ。）又は小分け業者の認証に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所

五　（略）

（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）

第三十七条　法第十二条第二項の農林水産省令で定める国は、次のとおりとする。

一　有機農産物及び有機加工食品（令第十七条第三号に規定する飲食料品をいう。以下同じ。）のうち、専ら同条第一号に掲げる農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものにあっては、アメリカ合衆国、アルゼンチン、英国、オーストラリア、カナダ、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国

二　有機畜産物及び有機加工食品（前号に規定するものを除く。）にあっては、アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ及びスイス

（登録認証機関の登録）

第三十九条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書（申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これらに準ずるもの）

二　次の事項を記載した書類

イ　（略）

ロ　職員、登録認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証に関する業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲

ハ　イ及びロに掲げるもののほか認証に関する業務の実施方法に関する事項

ニ　（略）

ホ　認証に関する業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績

三　認証に関する業務から生ずる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項を記載した書類

四　申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類

五・六　（略）

3　（略）